

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成17年10月5日
大分県人事委員会

〈 本年の給与勧告のポイント 〉

〔 平均年間給与は減額（行政職 平均 $\Delta 4,000$ 円, $\Delta 0.1\%$ ）
給与構造の抜本的な見直しを国家公務員に準じて実施 〕

- ① 公民給与の逆較差を解消するため、2年振りに月例給の引下げ改定（ $\Delta 0.37\%$ ）
－ 給料月額引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ －
- ② 期末・勤勉手当の引上げ（0.05月分）
- ③ 給料制度、諸手当制度全般にわたる抜本的な見直しの実施
－ 給料水準の引下げ、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等 －

1 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給（公民給与の較差）

行政職 $\Delta 1,988$ 円 $\Delta 0.52\%$ （ 5,877円 1.58% ）

※（ ）内は、特例条例による減額後の職員給与に基づく較差である。

(2) 特別給

民間の年間支給割合 4.43月分 （ 職員の年間支給月数 4.40月 ）

2 本年の給与改定

(1) 給料表

国家公務員の俸給表の改定に関する人事院勧告に準じて改定

（各給料表のすべての給料月額について引下げ）

(2) 医師の初任給調整手当

医療職（一） 最高 269,300円 → 268,500円

(3) 扶養手当

配偶者に係る手当の月額を500円引下げ（13,500円 → 13,000円）

(4) 期末・勤勉手当等

年間支給月数の引上げ 4.4月分 → 4.45月分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
本年度 期末手当	1.4月（支給済み）	1.6月（改定なし）
勤勉手当	0.7月（支給済み）	0.75月（現行0.7月）
18年度 期末手当	1.4月	1.6月
勤勉手当	0.725月	0.725月

(5) 実施時期等

公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施。

本年12月に支給する期末手当の額については、同年4月1日から改定の実施の日の前日までの期間における公民給与を均衡させるための所要の調整を実施

【参考】 勧告による職員給与（特例条例による減額前の給与）の改定例（行政職）

・平均給与月額

平均年齢	現行の平均給与月額	改定後の平均給与月額	平均改定額	平均改定額の内訳
43.0歳	397,319円	395,861円	△1,458円 (△0.37%)	給料 △1,209円 (△0.30%) 扶養手当 △ 216円 (△0.06%) はね返り分 △ 33円 (△0.01%)

注) 平均給与月額は、給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、特地勤務手当等及び単身赴任手当の合計額である。

・モデル給与例

			現 行		改 定 後		年間給与の増減額
			給料月額	期末手当 勤勉手当	給料月額	期末手当 勤勉手当	
係 員	25歳	独 身	184,400 ^円	4.4 ^月	183,800 ^円	4.45 ^月	△ 1,000 ^円
	30歳	配偶者	243,500	4.4	242,800	4.45	△ 6,000
係 長	40歳	配偶者、子2	357,200	4.4	356,000	4.45	△ 8,000
課長補佐	50歳	配偶者、子2	436,300	4.4	434,900	4.45	△ 6,000
課 長	55歳	配偶者、子1	474,000	4.4	472,400	4.45	△10,000
部 長	58歳	配偶者	553,100	4.4	551,300	4.45	△ 9,000

3 国家公務員の給与構造の改革に準じた給与改定

(1) 給料表及び給料制度の見直し

- ・給料表の水準を人事院勧告に準じて引下げ
- ・若手の係員層については引下げを行わず、中高年齢層について平均を上回る引き下げを行うことにより、給与カーブをフラット化
- ・きめ細かい勤務実績の反映を行うため、現行の号給を4分割

(2) 地域手当の新設

- ・現行の調整手当に替えて、地域手当を支給

(3) 勤務実績の給与への反映

- ・年4回の昇給時期を年1回に統一
- ・昇給の区分を設けることにより、職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入
- ・最高号給を超える給料月額に決定し得る枠外昇給制度を廃止
- ・55歳昇給停止措置に替えて、55歳以上の昇給については昇給幅を通常の半分程度に抑制

(4) 実施時期等

平成18年4月1日

経過措置として、新旧給料月額の差額を支給

4 公務運営の改善に関する課題

- ・能力・実績に基づく新たな人事管理制度への対応
- ・多様な人材の確保・育成
- ・勤務環境の整備
- ・行財政改革の推進
- ・公務員倫理の保持